

施策評価調書

1 施策の概要

(1)	施策名	教育環境の充実／就学・就園の奨励・援助					
(2)	総合計画の体系	第	04	章	個性がひかる学びと文化創造のまちづくり		
		第	01	節	学ぶ意欲と主体性を育てるまちづくり		
		第	23	細節	教育環境の充実／就学・就園の奨励・援助		
(3)	事業費など (単位:千円)	項目\年度(平成)		27年度決算額	28年度決算見込額	29年度予算額	
		事業費(A)		889,199	869,224	972,885	
		従事職員数		3.25 人	3.25 人	3.35 人	
		所要人件費(B)		26,130	25,682	26,977	
		総事業費(A+B)		915,329	894,906	999,862	
		財源内訳	収入	国庫支出金	168,219	179,657	159,908
				府支出金	431	354	2,610
				その他	1,010	16	32
			市負担	地方債	0	0	0
				その他	0	0	0
一般財源	745,669			714,879	837,312		

2 評価の指標(施策に係る成果指標)

指標項目		項目\年度(平成)	27年度実績	28年度実績	29年度計画
指標内容	私立幼稚園への就園率	目標値 (単位:%)	50.00	50.00	50.00
		実績値 (単位:%)	43.98	51.00	
目標値の積算方法	就学前児童の半数	達成度(%)	88.0	102.0	
指標内容	中学校卒業後の進学率	目標値 (単位:%)	98.00	98.00	98.00
		実績値 (単位:%)	99.00	99.00	
目標値の積算方法	過去5年の平均	達成度(%)	101.0	101.0	

3 施策の点検(施策を進めるうえでの課題)

平成23年度に就学援助事業の認定基準、平成24年度には選択と集中による制度設計を行ない、高等学校等学習支援金事業は選定基準や学校長推薦などの新基準の導入及び支給金額の増額などの見直しを実施してきた。これらの事業は、「教育の機会均等」を図るうえで重要な事業であり、市民ニーズも高い。今後も将来的に持続可能な事業とするため、本市の厳しい財政状況や近隣各市の動向等を踏まえながら施策を進めていくことが必要である。私立幼稚園就園奨励費補助金は、国庫補助事業として全国で実施されている事業である。保護者補助金は、その国庫補助事業を補完する事業として市単独で実施してきたが、公立幼稚園が新制度へ移行したことなどから抜本的な見直しを図り、同事業を廃止し、保護者の負担軽減を目的に平成29年度から新たに就園奨励費特別対策事業を実施する。また、待機児童対策の一環として、単年度事業として実施してきた小規模保育施設卒園児受入臨時助成事業を平成31年度までの事業とし、より一層の市民周知を図り、小規模保育施設卒園児の受入枠拡充を進めていく。

4 施策の評価

次年度の優先順位	施策を構成する事務事業名	室課名	事業番号	市単独事業区分	施策への貢献度	各視点からの評価 (20 → 4) 高 → 低						今後の方向性 (実施計画)
						妥当性	有効性	効率性	公平性	持続可能性	合計	
1	小学校就学援助事業	学務課	00836	一部	大	20	18	14	18	20	90	継続
2	中学校就学援助事業	学務課	00838	一部	大	20	18	14	18	20	90	継続
3	小学校特別支援教育就学奨励事業	学務課	00837	一部	大	20	18	14	18	20	90	継続
4	中学校特別支援教育就学奨励事業	学務課	00839	一部	大	20	18	14	18	20	90	継続
5	要保護・準要保護医療費援助事業	学務課	00840	なし	大	18	18	16	18	16	86	継続
6	私立幼稚園就園奨励費補助金支給事業	保育幼稚園室	00304	なし	大	16	18	20	16	18	88	継続
7	小規模保育卒園児受入臨時助成事業	保育幼稚園室	01418	全部	大	18	14	18	18	16	84	終期の設定
8	高等学校等学習支援金支給事業	学務課	00835	全部	大	16	18	12	18	18	82	継続
9	民族学校就学援助事業	学務課	00834	全部	大	14	18	14	18	18	82	継続
10	幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業	保育幼稚園室	01566	なし	大	20	20	16	16	18	90	継続
11											0	
12											0	
13											0	
14											0	
優先順位をつけるにあたっての考え方		就学援助事業は、児童生徒が経済的理由によって就学が困難とならないよう必要な援助を行うことが法令で義務付けられている事業であり、義務教育の機会均等、就学の保障を図る上で本事業の果たす役割は大きく、今後も継続していくことが重要である為、順位を高く設定した。										